

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運營業務委託仕様書

1 事業目的

県民及び県外の人々が安心して宿泊施設、体験施設、観光施設、土産物店（以下、「宿泊施設等」）を利用できる環境づくりを進めるため、「観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度」（以下「認証制度」という。）を創設し、経済の再生につなげることを目的とする。

2 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 事業内容

（1）事業運営について

① 事業の周知

認証制度に対する理解や認証の申請及び認証施設の利用が進むよう事業の周知（別途県が作成するホームページの周知を含む）を図ること。

② 問い合わせ窓口の設置

申請等に係る各種質疑に対応するための専用電話窓口を設置し、問い合わせに対応すること。

③ 宿泊事業者等からの申請受付業務

郵送及び別途（8月頃を目途に）県が作成する認証制度サイトからの申請について受付対応すること。

なお、申請受付については、6月下旬からの県における郵送及び電子申請システムによる受付分についても処理を行うこと（電子申請システム受付分については、CSVデータでの受け渡しが可能）。

また、申請件数については、契約期間内で2,050件を目標とします。なお、申請状況に応じて、必要人員等の増減も含め、県と協議うえ、変更契約を行うことがあります。

④ 申請内容の確認及び現地調査

受付を行った申請内容を確認後、申請者と調整のうえ、県が別途作成する認証基準に適合しているかどうかを現地調査すること。また、現地確認の結果、認証基準を満たさない項目があった申請者については、認証に向けて必要な助言等の支援を行うこと。

⑤ 事務マニュアルの作成及びスタッフ研修

問い合わせや現地確認などに対する事務マニュアルや回答マニュアルを作成するとともに、必要に応じてスタッフへの研修を行うこと。

⑥ 調査結果の報告

認証は、県において行うため、現地調査の結果を書面にて県に報告すること。

⑦ 認証決定の通知等

申請者に対し、認証決定通知又は不認定通知を発送すること。また、認証決定通知と

併せて認証ステッカーも発送すること。

⑧ 認証ステッカーの作成

県が作成したステッカー原案データ（イラストレーター）をもとに、印刷前の色調等の確認を行い、作成するものとする。

⑨ 認証施設の履行状況の確認

認証された施設において、認証基準に基づく対策が適切になされていない旨の通報等があった場合には、現地確認を行い、その状況を報告すること。

⑩ 優良施設の取組紹介

特に優れた取組を実施している施設を認証制度サイトに掲載するため、必要となる資料（原稿、写真）等を県と協議のうえ、提供すること。

⑪ 申請状況、事業実績等の定期的な報告

申請状況等について、1週間に1回程度、県に報告すること。

⑫ 認証制度サイトにおける管理業務（認証施設の公開作業等）を行うこと。

⑬ その他、本業務を遂行するために必要な業務

（３）管理運営業務

① 本事業の適切な管理・運営

② 県への定期的な状況報告（（２）⑪の項目を含む）

③ 県との綿密な連絡・調整および県の要請に対する速やかな対応

（４）その他

その他、本事業の実施に当たり必要となる一切の業務

４ 委託経費及び支払条件等

（１）委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

（２）本業務の遂行上、必要がある場合には、前金払いをすることができる。

（３）受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

５ 実績報告書等の提出

本業務が完了した時は、業務の成果をとりまとめた事業実績報告書に所要経費の根拠となる資料を添付し、県に提出すること。事業実績報告書の様式については、県と協議のうえ決定するものとし、その他関係資料の提出を求める場合がある。

6 その他業務実施上の条件

(1) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(2) その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を遵守すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(7) 業務の人員配置

受託者は、業務の増減により提出した提案書に示された作業従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく

落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

③発注所属に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。